

議案第 3 号

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例
の一部改正について

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成 1 6 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「市川市休日急病等歯科診療所」を「市川市休日急病歯科・障がい者等歯科診療所」に改める。

第 3 条第 2 号中「休日急病患者の歯科診療等」を「歯科急病患者等の診療」に改める。

第 4 条の表市川市休日急病等歯科診療所の項を次のように改める。

市川市休日急病歯科・障がい者等歯科診療所	歯科急病患者及び障害者等（心身の機能の障害により一般の歯科診療所における診療が困難な者で規則で定めるものをいう。第 9 条の表において同じ。）の歯科患者の診療を行うこと。
----------------------	---

第 5 条の表日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び年末年始（1 2 月 3 0 日及び同月

31日並びに翌年の1月2日及び同月3日をいう。以下この表において同じ。)の項中「及び同月3日」を「から同月4日までの日」に改める。

「第3章 市川市休日急病等歯科診療所」を「第3章 市川市休日急病歯科・障がい者等歯科診療所」に改める。

第9条中「市川市休日急病等歯科診療所」を「市川市休日急病歯科・障がい者等歯科診療所」に改め、同条の表歯科急病患者の項中「及び同月3日」を「から同月4日まで」に改め、同表寝たきり老人の歯科患者及び歯科に係る居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導を受ける者の項を次のように改める。

障害者等の歯科患者	土曜日（祝日法に規定する休日、1月2日から同月4日までの日、8月13日から同月15日までの日並びに12月30日及び同月31日を除く。）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
-----------	---	---------------------------

第27条中「介護保険法」の次に「(平成9年法律第123号)」を加える。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

理 由

障がい者等に対する歯科診療の充実を図るため急病診療・ふれあいセンターにおいて障がい者等の歯科診療を行うほか、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。